

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（第5期）

この計画は、子育てを行う本会に所属する職員（以下「職員」という。）が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献する法人となるため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2 内 容

【目標1】 計画期間内に、小学6年生以下にある子の看護休暇を取得した男性職員の取得人数を、**2人以上**とする。

＜対 策＞

- 令和2年5月 特別休暇の内容及び利用方法等を掲載したチラシを作成し、職員に配布。
- 令和2年度～ 男性も看護休暇を取得できることを周知するため、施設連絡調整会議において活用を促す。

【目標2】 計画期間内に、男性職員の特別休暇の完全取得率の目標を次のとおりとする。

- ① 育児参加休暇の完全取得率を**100%以上**とする。
- ② 配偶者が出産する場合の出産補助休暇の完全取得率を、
 - ア 第1子 3日以内 **100%**
 - イ 第2子以降 5日以内 **100%**とする。

＜対 策＞

- 令和2年5月 特別休暇の内容及び利用方法等を掲載したチラシを作成し、職員に配布。
- 令和2年度～ 特別休暇の取得促進を図るため、施設連絡調整会議において特別休暇を取得しやすい環境づくり等について研修会を実施。

【目標 3】 計画最終年度までに、職員 1 人あたりの超過勤務時間数（1 月平均）を、**11.4 時間未満**とする。

＜対 策＞

- 令和 2 年 9 月 所定外労働の集計・分析等を行い、実務担当者会議にて、超過傾向にある部署において、事務の効率化を検討する。
- 令和 2 年度～ 施設連絡調整会議において定時退勤の周知・啓発を図る。

【目標 4】 計画最終年度までに、職員の年次有給休暇の取得率（年次有給休暇の 1 年間の付与日数 20 日に対する取得日数の割合）を、**50%（平均 10 日）以上**とする。

＜対 策＞

- 令和 2 年 4 月～ 各所属において年休の取りやすい相互応援体制の整備・構築。
- 令和 2 年 6 月～ 各所属において、夏休を含め、年休計画をたて、効率的かつ積極的な職員の休暇の取得を促す。

【目標 5】 計画最終年度までに、インターンシップによる学生の受入人数（1 年平均）を、**10 人以上**とする。

＜対 策＞

- 令和 2 年度～ 常時受入を念頭に、各施設において体制の整備を図る。